

情報アクセシビリティに関して

平成 26 年度情報アクセシビリティに関する勉強会における検討の結果から

情報アクセシビリティに関する個別施策の進捗状況を把握する際に必要となる項目、尺度に関する検討を行う際の視点として構成員から指摘があったのは次の 3 点である。

1. 情報アクセシビリティについて考える 担当者・対話できる人がそこにいるか。
2. 情報アクセシビリティに関連する標準化（日本工業規格等）に対応しているかだけを聞くのは実効的ではない。事業者や行政機関等が アクセシビリティに関する方針 をもっているか、それを 評価する体制 があるか、責任を持つ人がいるか。
3. 情報アクセシビリティの側面として、装置（デバイス） や 内容（コンテンツ） のアクセシビリティに加えて 運用 がある。この 3 つを掛け合わせ最終的にアクセシビリティが担保されているか。

また、各府省において進捗状況を把握すること が情報アクセシビリティの向上に寄与すると考えられる項目を以下に示す。これ以外にも、ここでは略したが、別途作成した勉強会の報告書では、これ以外の「障害者基本計画（第 3 次）」において情報アクセシビリティに関係するものをまとめた。

1. 情報アクセシビリティを担保（あるいは対応）することができる人材の養成
 - 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員や、高次脳機能障害、ALS、知的障害等、個別性の高いコミュニケーション手段を用いる人の通訳・介助員等の養成研修事業、養成研修方法に関する研究に関する検討状況。
 - 事業者や行政機関等職員を対象とした、情報アクセシビリティに関する知識を習得するための講習会実施の推進状況。
 - 大学等において、情報アクセシビリティに関する知識の習得を、教育、福祉、ICT 分野等の学科科目として取り入れることの推進状況。
2. 影響力の大きい試験での情報保障
 - 社会生活における影響力の大きい試験（例えば、資格試験、就職試験、入学試験等）における情報保障の整備や、その標準化可能性についての研究の状況。
3. 民間事業者における情報アクセシビリティ
 - 標準（日本工業規格）化後の普及推進策等、事業者における情報アクセシビリティの向上等に向けた取組の状況。
4. 緊急時における情報アクセシビリティ
 - 銀行、クレジットカード、ロードサービス、保険、携帯通信、解錠サービス、病院、交通機関等、民間事業者が提供するサービスに係る緊急時の連絡窓口において、ファックス、Eメール、電話リレーサービス、モバイル端末等、電話代替手段の確保に向けた取組の促進の状況。

情報アクセシビリティに関する勉強会

植木真（株式会社インフォアジア代表取締役）、工藤智行（有限会社サイパック代表取締役）、近藤武夫（東京大学先端科学技術研究センター准教授）、白澤麻弓（筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター准教授）、山口翔（名古屋学院大学商学部講師）

以上